

保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年7月28日

大阪税関長 大内 聰

記

1 許可を受けた者の名称及び住所

関西トランスウェイ株式会社
大阪府和泉市北田中町382番地1

2 保税蔵置場の名称及び所在地

関西トランスウェイ株式会社 泉北港物流センター
大阪府泉大津市小津島町2番地10

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
1棟 5,552平方メートル

4 蔵置貨物の種類

輸出入冷凍冷蔵貨物及び輸出入一般貨物

5 許可の期間

自 令和5年 8月 1日
至 令和11年 7月31日